

しかし、ICT 活用工事における出来形管理等経費の積算に当たり、従来型出来形管理等や施工履歴データを用いた出来形管理等を実施することなどとしているのに ICT 補正を行い、又は、点在型工事において 3 次元出来形管理等を行うこととなっていない施工箇所を含めて ICT 補正を行っていて、工事価格が過大に積算されている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して 6 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

ア ICT 補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、ICT 補正を行う対象について十分な理解を得られるよう積算要領等に反映するなどすること

イ 監督職員、積算担当職員等の関係担当者間で ICT 補正を行うことの要否の確認等が容易となるチェックリスト等を作成すること

ウ ア及びイの内容を地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言すること

(注) ICT 建設機械 作業装置先端の 3 次元座標を建設機械本体に搭載する 3 次元設計データと比較した結果で作業装置の高さや傾きを自動制御し、又はモニターによりガイダンスする機能を備えた建設機械

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 6 年 10 月に、従前の実施要領及び積算要領に係る補足情報として、ICT 補正の対象となる出来形管理手法と工種との関係を明確にした一覧表等を作成した。そして、同月以降、地方整備局等に意見を照会した上で、7 年 3 月に、実施要領及び積算要領において、ICT 補正を行う対象となる出来形管理手法、工種、点在型工事の取扱いなどを明確に定めるとともに、当該実施要領等に基づき、6 年 10 月に作成した一覧表等を更新した。

イ 6 年 10 月に、監督職員、積算担当職員及び受注者の関係担当者間で ICT 補正を行うことの要否の確認等が容易となるチェックリスト等を作成して、7 年 3 月にこれらを更新した。

ウ ア及びイの内容について、6 年 10 月及び 7 年 3 月に地方整備局等に事務連絡等を発することにより周知徹底するとともに、7 年 5 月までに地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言した。

(2) 緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等について

(令和 5 年度決算検査報告 382 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、緊急輸送道路については、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時においてネットワークとして機能することが重要であるとしており、県庁所在地等の都市間や、空港等の災害発生以降に活動拠点となる施設等(以下「防災拠点」といい、緊急物資等の輸送を確保するために必要な複数の防災拠点の中から特に重要な防災拠点として定めたものを「重要な防災拠点」という。)間をつなぎ、代替性(迂回路や他の交通機関)等の確保に努めることなどとしている(以下、重要な防災拠点間をつなぐ路線を「重要防災路線」という。)。また、同省は、緊急輸送道路にある橋りょう(以下「緊急道路橋」という。)の耐震補強を実施

するに当たり、平成7年兵庫県南部地震と同程度の地震動に対しても落橋等の甚大な被害を防止する耐震性能(以下「落橋等防止性能」という。)の確保を最優先する取組を実施してきた。そして、落橋等防止性能が確保された緊急道路橋については、同地震と同程度の地震動に対しても当該橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに緊急物資等の輸送路等としての機能を回復することができる耐震性能(以下「機能回復性能」という。)を確保するために耐震補強を進めている(以下、落橋等防止性能又は機能回復性能を確保するに至っておらず、必要な耐震対策が完了していない緊急道路橋を「要対策橋りょう」という。)。また、国土交通省防災業務計画によれば、災害発生以降における応急工事に関する事項として、応急用資機材を確保するとともに、それらの輸送経路を定めること、地方公共団体が自ら管理する施設等について迅速な応急復旧^(注)を実施することなどとされている。

しかし、事業主体等において、優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり地震時に緊急輸送道路のネットワークとしての機能に及ぼす影響を十分に考慮していない事態、及び要対策橋りょうが地震時に被災した場合の迅速な応急復旧を実施するための体制が十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に当たり、まずは落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先すること、次に重要な防災拠点^(注)を事業主体が定めること並びに重要防災路線及びこのうち迂回路がない路線にある要対策橋りょうを優先することの重要性を事業主体に対して十分に説明すること。また、これらを考慮した優先して耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成して、これを地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言等することにより、事業主体において効率的に耐震補強を実施できるよう検討を促すこと

イ 要対策橋りょうの位置、応急用資材の保管場所の位置等の地震時に必要となる重要な情報に基づき、これらを網羅的に把握するための地図等を作成することなどについて、具体的に示すことにより、地震時に被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧や代替路の設定等を実施できるよう、地方整備局等に周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて地方公共団体に対しても同様に助言等すること

(注) 応急復旧 被災した橋りょうの場合においては、橋りょうに生じた段差等を解消するために、土のう袋等の仮設資材を応急的に設置して復旧すること

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先すること、次に重要な防災拠点を事業主体が定めて重要防災路線及びこのうち迂回路がない路線にある要対策橋りょうを優先することなどを明確に示した耐震補強を実施する要対策橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成した。そして、6年10月に地方整備局等に対して、事務連絡により、決定方針の内容やその重要性を説明し、決定方針に従って効率的に耐震補強を実施するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じるなどして地方公共団体に対しても同

様に助言等した。さらに、7年3月及び5月に、都道府県に設置されている緊急輸送道路ネットワーク協議会等において、事業主体に対して決定方針の内容やその重要性を説明した。

また、同年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、事業主体が決定方針を踏まえて重要防災路線等の整備方針を検討するよう促すとともに、緊急輸送道路ネットワーク協議会等を毎年度開催して、その検討結果を報告するよう求めるなどした。

イ 地震時に被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧や代替路の設定等を実施できるよう、6年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、要対策橋りょうの位置、応急用資材の保管場所の位置等の情報を網羅的に把握するための地図等を作成するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じるなどして地方公共団体に対しても同様に助言等した。

(3) 公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について

(令和5年度決算検査報告393ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)等に基づき、公営住宅の建設等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されている(以下、公営住宅を整備して管理する地方公共団体を「事業主体」という。)。そして、法によれば、国土交通大臣は、公営住宅の管理等に関し、事業主体に対して報告させ、又は、職員を指定して実地検査させることができるとされている。公営住宅の入居者は、1か月当たりの収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)等で定める基準(以下「入居収入基準」という。)を超えないことなどの条件を具備する者でなければならないとされている。そして、同省は、高額^(注1)所得者、収入超過者^(注2)及び収入未申告者^(注3)(以下、これらを合わせて「高額所得者等」という。)に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するよう事業主体に周知している。また、同省は、高額所得者等に対する明渡請求等の実施状況等について定期的に調査するとともに(以下、この調査を「実態調査」という。)、明渡請求等が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して明渡請求等を適切に実施するよう技術的助言等を行うこととしている。

しかし、事業主体において明渡しの促進等の措置が適切に実施されていないなどの事態、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象から除外するなどして、同省における実態調査及びその結果に基づく技術的助言等が必ずしも十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年1月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体に対して、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図ること。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法についても併せて周知すること